

## じゃおクラブ会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、じゃおクラブ(英名：J A O CLUB)とする。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を生活クラブ生活協同組合・神奈川オルタナティブ生活館内に置く。

(目的)

第3条 本会は以下を目的とする。

1. 中高年男性が地域社会に参加し、貢献すること。
2. 中高年男性に「居場所」を提供し、健康を維持し、豊かなセカンドライフを実現すること。

(活動)

第4条 第3条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 地域のイベントへの参加、福祉施設等への応援を通じ地域社会に貢献する。
2. 各種の活動に参加して自己啓発・趣味の実現を図る。
3. 会員相互の親睦と交流、助け合い
4. 他団体との交流と提携
5. じゃおニュースとホームページを発行し、会員の交流と入会の促進に資する。
6. その他、第3条(目的)を達成するのに必要な活動

### 第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する原則として神奈川県およびその近隣地域に在住する中高年男性とする。

(入会)

第6条 入会申込書の提出と年会費の納入をもって会員の資格を得る。年会費については別に定める。

(退会)

第7条 本人からの退会の申し出または本人の死亡により、会員の資格を失う。退会については第27条の地域じゃおの名簿管理者から第14条の事務局(名簿管理者)に報告する。当該年度内に会費未納の場合は、自動的に退会したものとみなす。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合、またはそのおそれのある場合は、総会の議決により除名することができる。

1. (1) 本会の名誉と信用を著しく損なう行為  
(2) 本会の目的に反する行為
2. 前項の規定により総会において除名の議決を行う場合、本人からの申し出があるときは、その総会において本人に弁明の機会を与えるものとする。

### 第3章 役員、顧問、および事務局員

(役員の数および職務)

第9条 役員の数はおおりのとおりとする。

1. (1) 運営委員 原則として各地域じゃおから2人以上  
(2) 監事 2人
2. 運営委員は運営委員会を組織して、本会の活動方針を決定し、運営する。
3. 監事は本会の業務および財産に関し次の各号に規定する職務を行う。
  - (1) 本会の財産状況を把握すること。
  - (2) 運営委員の活動の状況を把握すること。
  - (3) 財産の状況または活動運営について不正を発見した時は、これを総会および委員会に報告すること。

(役員を選任)

第10条 運営委員、監事は総会で選任する。運営委員は、互選で代表、副代表および会計各1名を定める。

(代表の職務)

第11条 代表は本会を代表し、本会の活動を統轄する。

2. 副代表は代表を補佐し、代表が事故または欠員のときはその職務を代理または代行する。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、運営委員会の議決を経て代表が委嘱する。

(事務局)

第14条 本会の事務処理は、運営委員が役割を分担して執り行う。

### 第4章 総会

(総会の開催)

第15条 本会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎年活動年度終了後2ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、代表が必要と認めるとき、または会員現在数の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して要請があったときに開催する。

(総会の招集)

第16条 総会は代表が召集する。

2. 総会の招集にあたっては、会員に対し会議の目的、議案、日時及び開催場所を明示した文書を、原則として開会の10日前までに通知するものとする。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会員の互選で決める。

(総会の議決事項)

第18条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 運営委員および監事の選出。
- (2) 活動計画および収支予算に関する事項
- (3) 活動報告および収支決算に関する事項

- (4) 本会則の変更
- (5) その他重要事項

(総会の定足数)

第19条 総会は会員現在数の5分の1以上の出席をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、および他の会員を代理人として委嘱した者は出席者と見なす。

(総会の議決)

第20条 総会の議決は、本会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時および場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席会員の数
- (4) 議事経過の要約
- (5) 議決結果
- (6) 議長、書記、議事録署名人の氏名

## 第5章 組織・運営

(運営委員会)

第22条 運営委員会は原則として隔月一回開催する。

- 2. 代表が必要と認めたとき、または運営委員現在数の3分の1以上から請求があったときに開催する。

(運営委員会の議長)

第23条 運営委員会の議長は出席運営委員の互選とする。

(運営委員会の定足数)

第24条 運営委員会は、運営委員現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ委任の意思表示をしたものは出席者とみなす。

(運営委員会の議決)

第25条 運営委員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(運営委員会の議事録)

第26条 第21条の規定を運営委員会の議事録に準用する。

(地域じゃお)

第27条 本会は、組織全体の活動のほか、地域ごとの自主活動を活性化するための「地域じゃお」を組織することができる。

- 2. 「地域じゃお」の設立または解散には運営委員会の決議を要する。
- 3. 各「地域じゃお」は、じゃおクラブの主旨を遵守し、それぞれの自主規約で運営できるものとする。
- 4. 第6条の会員は、地域じゃおのエリア内であれば当該地域じゃおの会員となる。また、地域じゃおのエリア外であれば近接する地域じゃおの会員となる。なお、会員が地域じゃおのエリア外に転居した場合は、元の地域じゃおに残留することができる。ただし、活動については他の「地域じゃお」に自由に参加できるものとする。
- 5. じゃおクラブでの活動はすべて自己責任で行なうものとする。

6. 地域じゃおの地域範囲、予算配分については別に定める。

(専門部会・プロジェクト)

第28条 本会は、運営委員会によって専門部会およびプロジェクトを設けることができる。

## 第6章 会計

(活動年度)

第29条 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(収入及び資産)

第30条 本会の収入及び資産は次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 活動に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(活動計画および収支予算)

第31条 本会の活動計画およびこれに伴う収支予算は、運営委員会および総会の議決を経なければならぬ。

(活動報告および収支決算書類等)

第32条 本会の活動報告および収支決算書類は、運営委員会の議決を経て、監事の意見を付し、総会の承認を受けなければならない。

2. 本会の収支決算に剰余金があるときは翌活動年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第33条 本会が借入れをしようとするときは、運営委員会の議決を受けなければならない。

## 第7章 解散

(解散)

第34条 本会の解散は総会の4分の3以上の議決によるものとする。

(財産処分)

第35条 本会が解散する場合の残余財産の処分方法は、総会において決定する。

## 付則

1. 本会則は、第29条の規定にかかわらず、1991年7月14日より実施する。
2. 本会則の改訂は、2002年5月19日より実施する。
3. 本会則の改訂は、2003年5月18日より実施する。
4. 本会則の改訂は、2005年5月22日より実施する。
5. 本会則の改訂は、2013年5月19日より実施する。
6. 本会則の改訂は、2017年4月1日より実施する。
7. 本会則の改訂は、2018年5月13日より実施する。
8. 本会則の改訂は、2019年5月12日より実施する。
9. 本会則の改訂は、2020年5月10日より実施する。

## 会計に関する規約

(年会費)

第1条「じゃおクラブ」会則6条(入会)にもとづき、年会費を以下に定める。

年会費：6000円(月500円)

ただし、活動年度途中に入会する場合は、その活動年度の残りの月数に500円を乗じた金額を年会費として納めるものとする。また、既納の入会金、会費は返還しない。

会費は6月末までに納入するものとする。

(地域じゃおへの活動費)

第2条「地域じゃお」への活動費として、地域じゃお会員に年会費の半額相当額を配分する。

ただし、6月末までに納入されなかった会員の会費は分配せず全額本部経費に充当するものとする。なお、7月以降に入会した会員の会費はその半額相当額を次の期に地域じゃお会員に配分するものとする。

第3条「地域じゃお」の活動で地域に貢献する活動においては、その費用の一部を補助申請することができる。運営委員会の審議を経て決定する。

1991年	7月14日	制定
1994年	5月29日	改訂
2002年	5月19日	改訂
2007年	5月19日	改訂
2013年	5月19日	改訂
2016年	5月15日	改訂
2017年	4月1日	改訂
2019年	5月12日	改訂